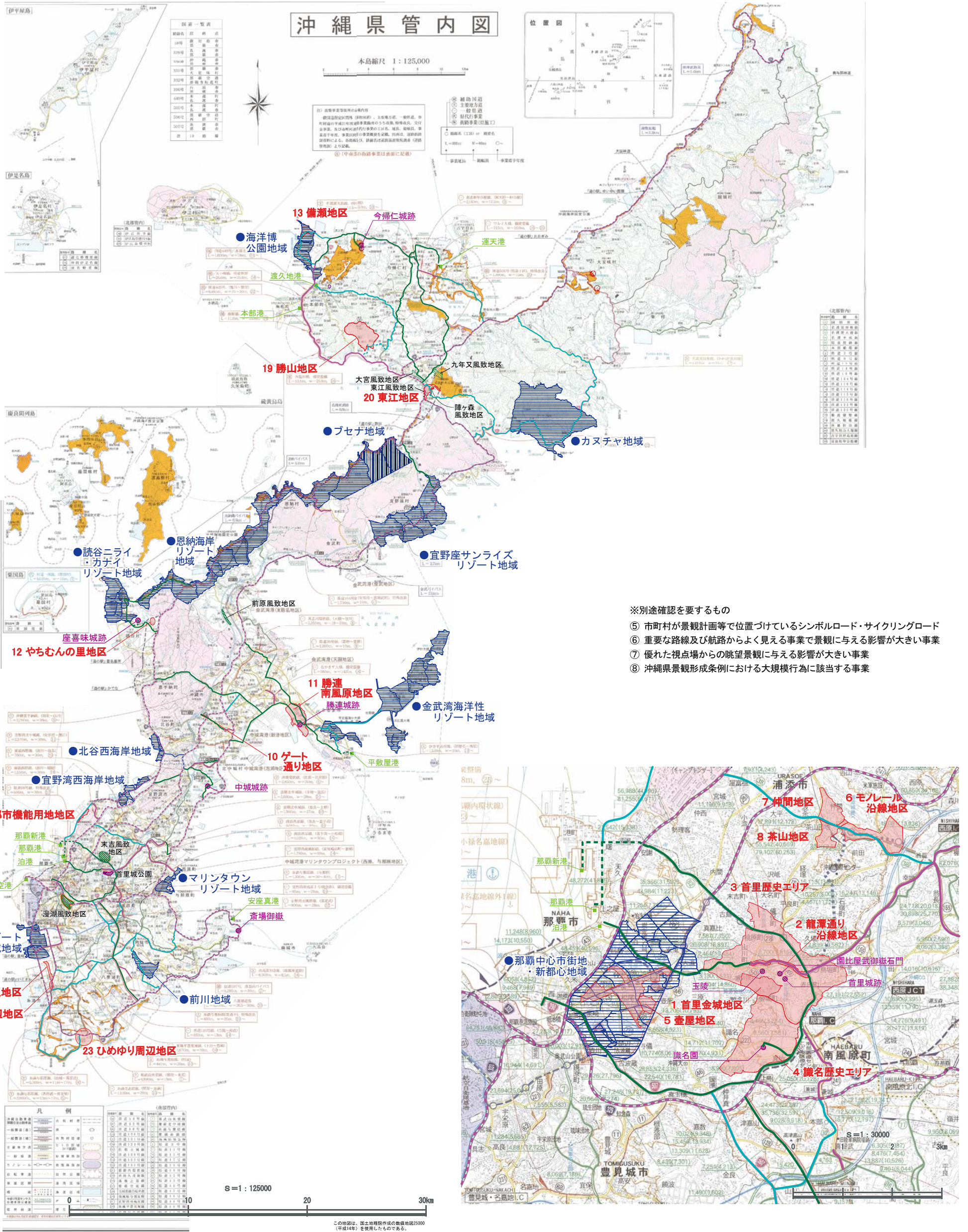


重点検討事業の要件		マップの記載状況
① 重点整備地区(沖縄まちなみミュージアム24地区)で行う事業 沖縄まちなみミュージアム予定地区		○
② 優れた景観を有する地域で行う事業		
凡例	根拠法等	対象地区等
—	景観法(右記は指定が予定・準備されている場合を含む)	景観計画区域(景観重要公共施設や景観重要建造物に係る場合)
—	—	景観地区
—	—	準景観地区
—	—	地区計画等の区域(景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限り)
—	—	市町村の景観審議会が審議される事業

重点検討事業の要件		マップの記載状況
② 優れた景観を有する地域で行う事業		
凡例	根拠法等	対象地区等
—	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	認定歴史的風致維持向上計画の重点地区
●	都市計画法	風致地区
■	自然公園法	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)内の特別地域
—	文化財保護法	伝統的建造物群保存地区
—	—	重要文化的景観
—	都市緑地法	特別緑地保全地区
—	景観条例	沖縄県及び市町村の条例により定められた指定地区
●	世界遺産条約	世界遺産

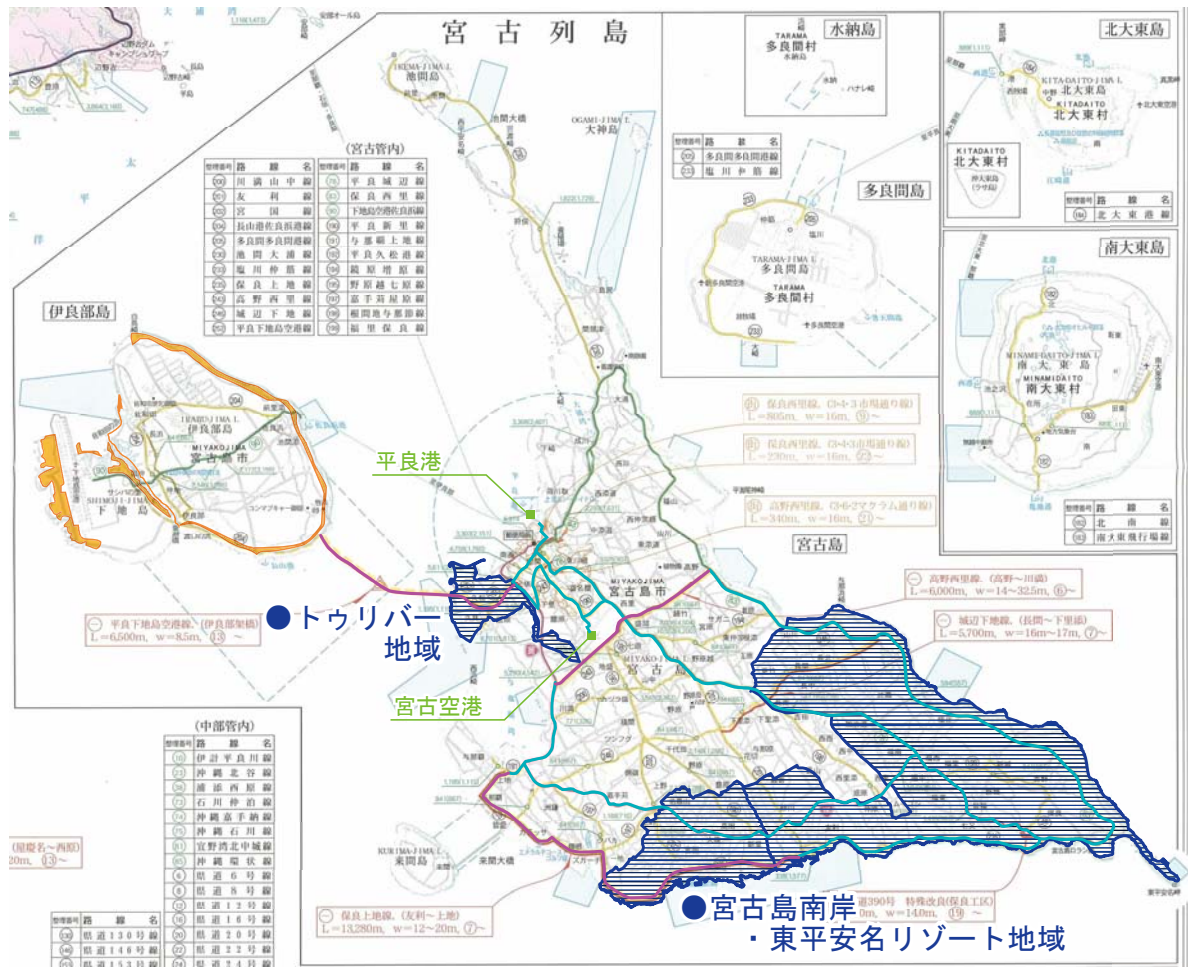
重点検討事業の要件		マップの記載状況
③ 主要な観光地などで行う事業 (主要な観光地には、沖縄まちなみミュージアム予定地区及び世界遺産を含む)		○
④ 主要なアクセス道路 ※点線は県管理以外の道路・区間を示す 重要であると位置づけられている道路 (国道・国道、沖縄県社会資本総合整備計画、第3次沖縄県観光振興計画)		○
— 拠点(空港・港)から世界遺産へのルート		○
— 拠点(空港・港)から 沖縄まちなみミュージアム・旧観光振興地域へのルート		○
— 世界遺産から世界遺産へのルート		○

※1 平成25年3月時点で沖縄県内に指定なし
※2 平成20年3月時点の指定区域であり現在の指定状況の確認が必要



- ※別途確認を要するもの
- ⑤ 市町村が景観計画等で位置づけているシンボルロード・サイクリングロード
 - ⑥ 重要な路線及び航路からよく見える事業で景観に与える影響が大きい事業
 - ⑦ 優れた視点場からの眺望景観に与える影響が大きい事業
 - ⑧ 沖縄県景観形成条例における大規模行為に該当する事業

この地図は、国土情報作成時の数値地図25000(平成14年)を使用したものである。



重点検討事業の要件		マップの記載状況
① 重点整備地区(沖縄まちなみミュージアム24地区)で行う事業 沖繩まちなみミュージアム予定地区		○
② 優れた景観を有する地域で行う事業		
凡例	根拠法等	対象地区等
—	景観法(右記は指定が予定・準備されている場合を含む)	景観計画区域(景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合)
—	—	景観地区
—	—	準景観地区
—	—	地区計画等の区域(景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る)
—	—	市町村の景観審議会が審議される事業
—	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	認定歴史的風致維持向上計画の重点地区
●	都市計画法	風致地区
■	自然公園法	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)内の特別地域

重点検討事業の要件		マップの記載状況
② 優れた景観を有する地域で行う事業		
凡例	根拠法等	対象地区等
—	文化財保護法	伝統的建造物群保存地区
—	—	重要文化的景観
—	都市緑地法	特別緑地保全地区
—	景観条例	沖縄県及び市町村の条例により定められた
●	世界遺産条約	世界遺産
③ 主要な観光地などで行う事業 (主要な観光地には、沖縄まちなみミュージアム予定地区及び世界遺産を含む)		○
④ 主要なアクセス道路 ※点線は県管理以外の道路・区間を示す 重要であると位置づけられている道路(国直轄国道、沖縄県社会資本総合整備計画、第3次沖縄県観光振興計画) 拠点(空港・港)から世界遺産へのルート 拠点(空港・港)から沖縄まちなみミュージアム・旧観光振興地域へのルート 世界遺産から世界遺産へのルート		○ ○ ○ ○
※1 平成25年3月時点で沖縄県内に指定なし		
※2 平成20年3月時点の指定区域であり現在の指定状況の確認が必要		

- ※別途確認を要するもの
- ⑤ 市町村が景観計画等で位置づけているシンボルロード・サイクリングロード
 - ⑥ 重要な路線及び航路からよく見える事業で景観に与える影響が大きい事業
 - ⑦ 優れた視点場からの眺望景観に与える影響が大きい事業
 - ⑧ 沖縄県景観形成条例における大規模行為に該当する事業